

特別養子縁組の問題点

- ・ 特別養子縁組制度や、永続性の意義が児童福祉法に位置付けられていない
→ 都道府県・児童相談所によって取り組みに格差
- ・ 特別養子縁組の申し立ては養親のみ
→ 父母の同意がない場合、養親への心理的負担は大。審判書に養親の氏名住所が記載され、実父母に知られる。
- ・ 民法では親の同意がなくてもよい場合が明記されているものの、上記理由から、その規定が活用されていない
→ 結果的に特別養子縁組に移行できず、社会的養護に留まる事例
- ・ 年齢制限（6歳未満）のため、父母の同意が得られても申し立てが不可
- ・ 養親と子どもへの支援について規定されておらず、精神的負担感孤立感が大きい
- ・ 出自を知る権利の保証が明記されておらず（子どもの権利条約のみ）、子どもが知りたい時にアクセスする方法が規定されていない（裁判記録は5年、審判書の保存期間は30年、児童相談所記録については明記されていない。保管する機関や参照方法についても検討）

特別養子縁組の改善案

- ・ 永続性の意義を児童福祉法の理念の中に位置付ける
- ・ 特別養子縁組を社会的養護の中に位置付ける
- ・ 父母の同意が得られない事例や虐待事例などの場合、特別養子縁組の申し立てを児童相談所も行えるようにする（父母に養親の個人情報が伝わらない）

第一段階 児童相談所長または養親になろうとする者は、家庭裁判所に対し、養子になろうとする子について、(a)父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不相当であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があること(民法817条の7)、(b)父母の同意、父母がその意思を表示できないこと、または、父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由があること(民法817条の6)が満たされることを認定し、もって当該子を特別養子縁組適格児に認定する。

第二段階 養親になろうとする者は、家庭裁判所に対し、特別養子縁組の許可を求める。としてはどうかと思います。合わせて、一定期間内(1年間程度か)に特別養子縁組の許可がない場合は、児童相談所長、子、実父母は、事後的に(a)または(b)を欠くに至ったことを主張して、家庭裁判所に対し、特別養子縁組適格児の認定を取り消すよう求めることができるとします。

- ・ 年齢制限を見直す
- ・ 養子縁組里親の研修や認定等のあり方を検討する
- ・ 記録を保管する機関、保管する期間、アクセスする仕組みを明確にする

残された検討課題

- ・ 民法817条の7「父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適當であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるときに、これを成立させるものとする」要件について
- ・ 民間養子縁組あっせん機関の問題点の整理、認可やその業務のあり方について
- ・ 特別養子縁組成立後の養親や子どもからの相談に応じ支援を提供する責務を明確にするにしても、民間養子縁組あっせん機関が介在して特別養子縁組が成立した養親や子どもに対する縁組後の支援の責任の所在はどこが負うべきか？本来は、養子縁組あっせん機関が記録の保管も含めて負うべきではないか？

特定妊婦等支援の問題点

- ・ 特定妊婦として登録されたものの、出産前後の継続的な入所支援策がない
- ・ 未成年、DV被害、ホームレス、精神不安定などで親族等の支援がない特定妊婦の場合、出産前から対応できるのは入所施設は婦人保護施設のみ。母子生活支援施設は、出産前から入所ができない
- ・ 特定妊婦や飛び込み出産などで、児童相談所に新生児の一時保護を要請される場合がある。しかしながら、養育実績なしで職権保護することは限定的であり、また、乳児院や里親に子どもだけを保護したとしても、その後の、きめこまかな親支援、親子支援ができない
- ・ 特定妊婦で、出産前後に必要なのは、「実家」のような母親モデル、常時人が居てくれる、何か困った時に対応してくれるという安心感

産前産後母子ホーム（仮称）の創設（案）

- ・ 特定妊婦として登録された者に限って、産前産後にわたって継続的に入所利用ができる「母子ホーム（仮称）」を創設
- ・ 設置主体は、婦人保護施設、母子生活支援施設
- ・ 上記以外にも、乳児院、助産院、産科医院、NPO等も加えることで、身近な地域での支援が受けやすくなる
- ・ 支援内容には、授乳、沐浴、泣き声対応、母子の関係性支援など
- ・ 対象には、飛び込み出産のような、元々特定妊婦として登録されていないケースも、要支援として認定した場合は対象とする。なお、パートナーの有無は問わない。
- ・ 措置制度で入所（婦人保護施設型）か、契約制度（母子生活支援施設）で入所かは要検討。支援の継続性から措置主体は市町村とする。

児童相談所職員の専門性の問題点（案）

児童福祉司について

- ・ 児童福祉司には、高度なアセスメント力やソーシャルワーク力、多機関と連携するためのコーディネート力が求められるとともに、法的な知識や医学・心理学等に及ぶ幅広い知識が必要。くわえて、虐待対応には、「介入型ソーシャルワーク」としての視点や調査技術・対応手法が必要。
- ・ 一号資格 児童福祉司養成校のカリキュラムは十分か
- ・ 四号資格 社会福祉主事として実務経験2年で任用することで十分か
- ・ 各号の資格を満たすだけで、児童福祉司として任用することは十分か。
- ・ 児童福祉司のスーパーバイザーの役割は極めて重いにもかかわらず、法的に位置付けられていない。また、任用資格や養成過程が定められていない。配置基準も都道府県によって様々。配置していないところもある。

児童福祉司以外の職種について

- ・ 児童相談所職員として配置する職員の中で、医師、保健師、弁護士は、虐待防止の各段階において、重要な役割を果たすが、都道府県によって配置に較差

児童福祉司任用資格の見直し・専門性強化案

- ・ 4号要件の見直し
- ・ 任用前研修の義務化ー任用前研修を国においてガイドラインを策定、自治体が実施
- ・ SVの位置付けを法律に明記、SV任用前研修の義務化
- ・ SV任用前研修については国において任用要件やカリキュラムを策定及び実施

